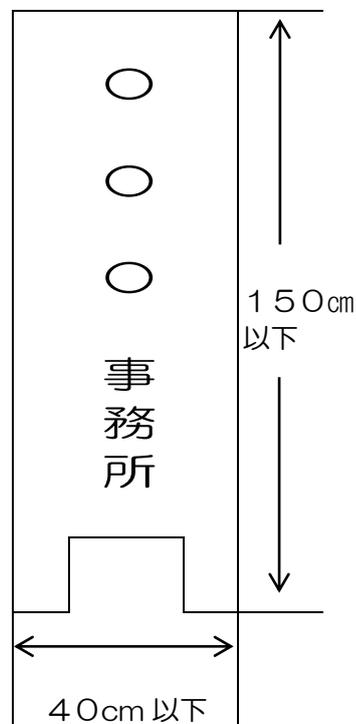


政治活動用立札及び看板掲出における主な注意事項

1. 政治活動用立札及び看板の大きさについて

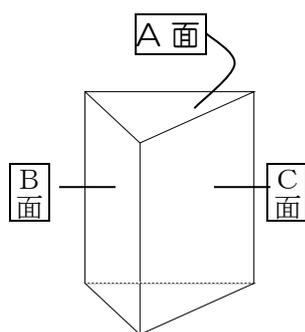
政治活動用立札及び看板の類（以下、「立札及び看板の類」という。）は、縦150cm、横40cmを超えないもので、市選挙管理委員会が交付する証票を用いて表示したものでなければいけません。

また、立札及び看板の大きさには、足の部分も含まれますから注意してください。



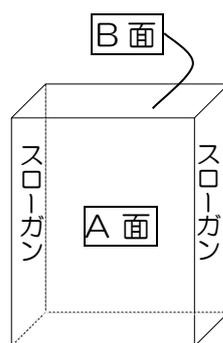
2. 立体観のある立札及び看板の類の禁止

(1)



A・B・Cの三面をもったもので、各面は規格内のもの。このうち二面に事務所表示があり、残り一面に「スローガン」を記載している。
(内は空洞)

(2)



四角柱でA面及び向い側のB面に事務所表示があり、それぞれ規格内のものであって、A・B面に接続する側にそれぞれ「スローガン」を記載している。
(内は空洞)

上記(1)及び(2)のように、広告塔のような立体観をもつものは使用できません。

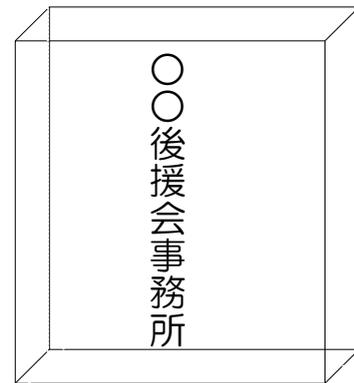
3. 1つの事務所における立札及び看板の類の設置枚数

立札及び看板の類の設置枚数は、候補者1人につき6枚、又は後援団体のすべてを通じて6枚とし、使用する事務所ごとにその場所を通じて2枚に限られます。

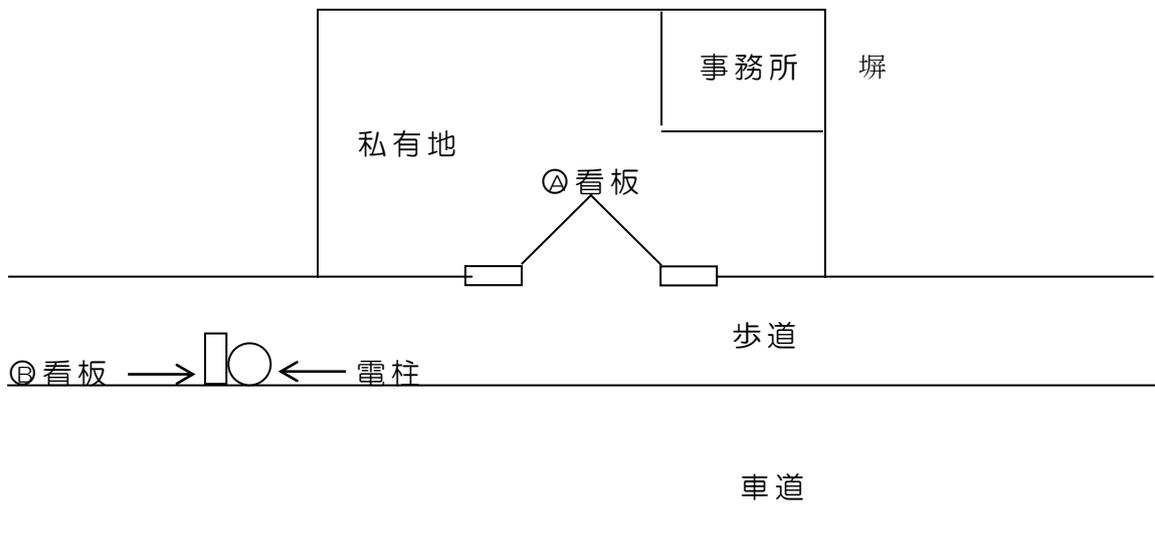
4. 立札及び看板の類の両面使用について

立札及び看板の類の両面使用は、違法ではありませんが、数の規制上では2枚として計算しますので、証票についても同様に2枚必要となります。

※表裏、同様の記載



5. 立札及び看板の類の設置場所



- ㊸ 塀及び門に掲出できます。
- ㊹ 公道に立つ電柱に掲出することは、違法です。

※必ず事務所敷地内に掲出してください。

6. その他

(1) 証票の交付申請は随時受付します。「証票交付申請書」の様式は、窓口で直接取りにお越しいただくか、市公式HPの選挙管理委員会のページからダウンロードできますので、ご活用ください。

(2) 証票を貼付した立札及び看板の類の場所等に異動が生じた場合は、「異動届」を提出してください。「異動届」の様式は、窓口で直接取りにお越しいただくか、市公式HPの選挙管理委員会のページからダウンロードできますので、ご活用ください。

(3) 立札及び看板の類は、事務所を表示するためのものですので、「政治活動のために使用する事務所」としての実体がない場所（例えば無人の駐車場等）に設置することはできません。

(4) 選挙の期日の告示の日からその選挙の当日までの間は、立札・看板の類を新たに設置したり、既設の立札・看板の類を別の場所に移動させることはできません。

(5) 定められた証票が貼付されていない立札・看板の類を掲示することは、違法な文書図画の掲示とみなされる恐れがありますので、十分ご注意ください。

(6) その他ご不明な点等ございましたら、高浜市選挙管理委員会までお問い合わせください。

高浜市選挙管理委員会

(0566-52-1111(代) 内線328)